



別記第 13 号様式 (第 20 条関係)

一般廃棄物 収集運搬業 許可証
処 分 業

許 可 番 号	北広廃対指令第 69 号
営業所 (処分業にあつては 処理場) の所在地又は住所	北広島市中央 4 丁目 6 番地 4
営業所 (処分業にあつては 処理場) の名称	広島建設株式会社
事 業 の 区 分	一般廃棄物収集運搬業
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物 (し尿及び浄化槽汚泥を除く)
営 業 の 区 域	北広島市内全域
許可の有効期限	令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
許 可 条 件	1 取扱廃棄物は北広島市内で発生したものに限る 2 関係法令を厳守し、適正に一般廃棄物の収集運搬業を行うこと

北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 40 条第 2 項の規定により、
上記のとおり許可する。

令和 8 年 3 月 3 日

北広島市長 上 野 正 三

